

政策討論会全体会 議会制度検討委員会

議員定数のあり方について

平成 30 年 7 月 25 日

政策討論会 議会制度検討委員会

委員長	横	山	淳
副委員長	高	梨	浩
委員	内	海	基
委員	小	倉	孝太郎
委員	原	田	俊 広
委員	土	屋	隆
委員	成	田	芳 雄
市民委員	安	藤	美 幸
市民委員	山	崎	捷 子

【目次】

第 1	はじめに	・ ・ ・ ・ 1
第 2	具体的テーマの設定と議論の手順	・ ・ ・ ・ 1
	(1) 優先して問題分析するための具体的テーマの設定	
	(2) 議員定数のあり方を検討する手順	
第 3	議員定数のあり方についての検討経過	・ ・ ・ ・ 3
	(1) 条例定数 30 名に至った経過の確認	
	(2) 現員数 29 名の総括	
	(3) 委員間討議結果	
	(4) 議員定数を減ずるべきか否かの協議	
	(5) 議員定数を減ずることを前提とした議論の開始	
第 4	政策討論会全体会、市民との意見交換会における中間報告	・ ・ ・ ・ 15
	(1) 当委員会における意見の集約	
	(2) 政策討論会全体会、市民との意見交換会での中間報告	
	(3) 市民との意見交換会における市民意見の総括	
	(4) 議員定数案の絞り込み（4 案から 2 案へ）	
第 5	最終報告に向けた協議	・ ・ ・ ・ 24
	(1) 2 案に対する各会派の考え方	
	(2) 委員間討議の実施	
	(3) 最終報告に向けた方針の確認	
第 6	協議の結果	・ ・ ・ ・ 29
	(1) 当委員会の議員定数案	
	(2) 今後に向けて	
第 7	これまでの調査研究に係る経過一覧	・ ・ ・ ・ 30
	【参考資料】	・ ・ ・ ・ 31

第1 はじめに

政策討論会議会制度検討委員会（以下「当委員会」という。）では、平成23年12月8日の政策討論会全体会で割り振られた10の討論テーマのうち、「議員活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」について、前期議会からの申し送り事項を踏まえながら、問題分析のための具体的テーマを設定し、また市民目線での率直な発言、さらには議会・議員活動等に対する忌憚のない意見を頂くため、公募による2名の市民委員を選任し、共に政策研究に取り組んできた。

今般の政策討論会全体会では、これまでの議論経過と結果について報告するものである。

第2 具体的テーマの設定と議論の手順

(1) 優先して問題分析するための具体的テーマの設定

当委員会では、割り振られた討論テーマである「議員活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」について、優先して問題分析をするための具体的テーマについて、前期議会制度検討委員会でまとめた申し送り事項を踏まえながら、協議検討を行ったところである。

申し送り事項と各委員の主な意見は、以下のとおりである。

【参考：申し送り事項】

- (1) 議員定数のあり方の検討
- (2) 議会への市民参加のあり方の検討
- (3) 地域における議会・議員の役割の検討
- (4) 市民委員の役割やそのあり方の検討
- (5) 議会（議員）の評価のあり方の検討

	意見
意見1	議員定数の議論を行い、市議会議員選挙の1年前までには議員定数の結論を出すべきである。定数を議論する上で、幅広い層の市民意見を聞くことも大事であり検討すべきである。

	意見
意見 2	人口減少、議員定数に対する市民意見、また2年後には、市議会議員選挙が行われるといった状況を踏まえれば、議員定数を優先して議論すべきである。
意見 3	議員定数を優先して議論し、市議会議員選挙の1年前には結論を出すべきである。
意見 4	議論すべき優先順位は、議員定数だと考える。定数を議論していく中で、申し送り事項についても議論ができるのではないか。
意見 5	2年後に市議会議員選挙があることから、議員定数のあり方の検討が必要だと思う。ただし市民との意見交換会を重ねる中で、市民の議会・議員に対する見方、評価も変わってきているのではないかと感じる。定数を議論する上で、改めて議会・議員に対する市民の評価を伺うべきではないか。
意見 6	議員定数については真剣に議論すべきテーマである。なお、議員定数と報酬は関連するテーマだと考える。
意見 7	議員定数の議論の重要性、優先度については理解する。なお、市民としては、議員としての質や人となりが必要であると考えている。
<p>【討議結果】</p> <p>これまでの議会制度検討委員会からは、「市民との意見交換会等では、人口減少社会における議員定数についての問題提起、いわゆる議員定数を減じるべきではないか」また「次期市議会議員選挙まで残り2年となる中で、議員定数について早急に検討し、委員会としての結論を出す必要がある」との意見や申し送り事項が示されてきたところである。</p> <p>当委員会では、当該意見や申し送り事項を重く受け止め、協議の結果、優先して問題分析するための具体的テーマとして、「議員定数のあり方」とすることについて合意形成が図られたところである。</p>	

(2) 議員定数のあり方を検討する手順

次に当委員会では、具体的テーマとして決定した「議員定数のあり方」についてどのような手順や視点をもって検討していくべきか協議を行った。協議の中では、トータルの定数を踏まえつつ委員会での討議できる人数や市民との意見交換会の班体制などを考えることが重要ではないかとの意見、また平成 28 年の議員辞職により議員数が 30 名から 1 名減の 29 名となっているが、その結果、議会の機能（監視機能、政策立案機能、民意吸収機能）が低下したかどうか議論すべきではないかとの意見、議会機能を低下させてはいけないという視点、かつ合理的な定数を考えることが重要であるとの意見が出されたところである。

以上の意見を踏まえ、当委員会では、これまでの長きにわたり議会の機能や議会の生命線である議員間討議の人数を踏まえた議員定数の議論が行われてきた経過の確認と現員数 29 名の総括を行うことがまずは重要と考え、次の手順で検討を進めていくことが確認されたところである。

【議員定数を検討する手順】

① 条例定数 30 名に至った経過の確認

② 現員数（29 名）の総括

⇒ 視点：議員が 30 名から 29 名となったことで議会機能、いわゆる監視機能、政策立案機能、民意吸収機能の低下を招いているのか

第 3 議員定数のあり方についての検討経過

(1) 条例定数 30 名に至った経過の確認

条例定数 30 名に至った経過については、平成 22 年 12 月 2 日にまとめられた「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告書により確認を行った。当時の議論の経過として、議会の生命線は議員間討議の適切な発揮であるという点を重視し、山梨学院大学江藤教授の討議モデル（1 常任委員会の所属議員は 7 人から 8 人が必要）を参考に議論が行われてきた点を確認した。その前提の中で、具体的な議員定数の選択肢として「29 人の場合（7 人×4 常任委員会+議長）」「30 人の場合（8 人×1

常任委員会、7人×3常任委員会+議長)」「33人の場合(8人×4常任委員会+議長)」のモデルを想定し検討がなされた経過にある。その後、平成22年10月25日に行われた政策討論会全体会では、当時の議員に対し当該3案を提示し、表決に付された結果、議員定数30人案が賛成多数となり、現在の条例定数30名に至っている。

【参考：平成22年10月25日政策討論会採決結果】

- 議員定数33人案 賛成者なし
- 議員定数29人案 賛成5人
- 議員定数30人案 賛成19人(賛成多数で決定)
- ※全部反対3人、退席1人

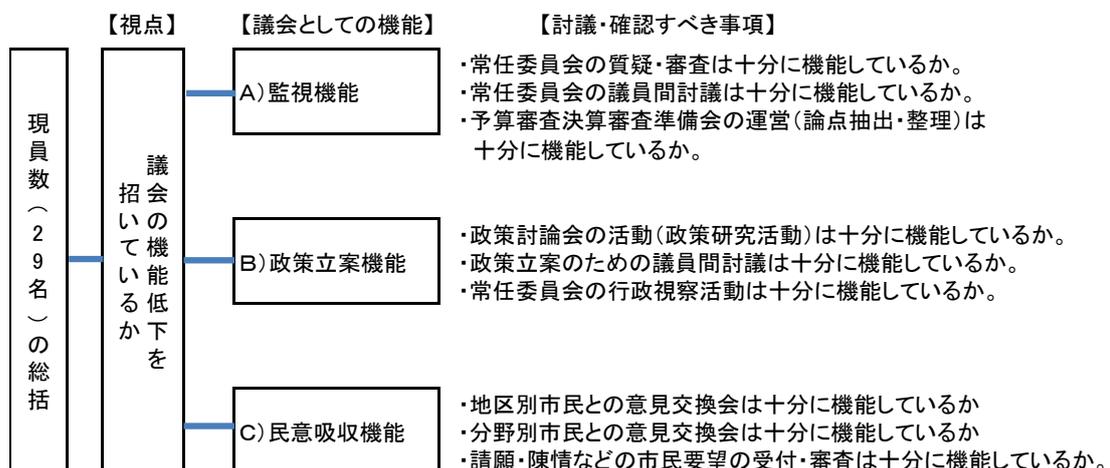
(2) 現員数29名の総括

次に当委員会では、現員数29名の総括を行った。総括に当たっては、議員定数が1名減となっている現状において、議会の機能(監視機能、政策立案機能、民意吸収機能)の低下を招いてはいないか、また常任委員会の審査や議員間討議、市民との意見交換会や政策討論会の活動は機能しているのかといった視点(図1参照)を踏まえながら、各委員と委員間討議により検討をしたところである。

【図1：現員数29名の総括を行う上での視点】

現状

- 委員数7名で4常任委員会を設置。(4委員会×7委員+議長1名=29名)
- 市民との意見交換会の班体制(4班×6名+1班×5名=29名)



(3) 委員間討議結果

委員間討議による主な意見とその討議結果は以下のとおり。

	意見
意見 1	物をつくるなど人材がいる場合は、1名減となれば影響があると言えるが、議会は総体で議論する場であり、また最終的には議員個々の資質だと考える。議員1名が減少したことで、議会側、市民側から見ても議会機能が低下した、または影響があったとは思わない。
意見 2	議員の1名減少に伴い、議会機能の低下を招いているとは思わない。議員定数が減ったとしても、それぞれの議員が能力を発揮するのではないか。
意見 3	一般の市民から見れば、議員数が30名から29名に減少したから、市民へ影響があったとは思わない。やはり議員は人・資質だと改めて感じている。
意見 4	議会内部では1名減になった影響は多少なりともあり、各議員がそれぞれカバーし、議会機能を低下させずにきたと考える。なお、今後の議員定数を考える上では、議員がカバーできず、議会機能の低下を著しく招く議員定数の限界（29名以下）は何人なのか、見極める必要があるのではないか。
<p>【討議結果】</p> <p>現員数 29 名については、</p> <ol style="list-style-type: none">① 29 名の議員による補完② 29 名の現員数でも議会運営及び市民生活に支障がでない体制が構築されている。 <p>以上の認識が示され、</p> <p><u>その結果、議会として、3つの機能（監視機能・政策立案機能・民意吸収機能）の低下につなげていない。</u></p> <p>との共通認識が図られたところである。</p>	

(4) 議員定数を減ずるべきか否かの協議

当委員会では、現員数 29 名が議会運営及び市民生活への影響、また、議会としての機能の低下につなげていないことを確認した。

そのため、今後、議員定数を減ずること（29 名以下）を前提に議論を進めていくべきか否か、各委員と委員間討議により検討したところである。

委員間討議による主な意見とその討議結果は以下のとおり。

議員定数を減ずることを前提に 議論すべき	議員定数を減ずることを前提に 議論すべきではない
<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 前回の選挙の結果、1,000 票を切って当選者が出てしまった現実がある（参考資料 P32）。ある方がしみじみと「会津若松市の議員は多いよ」と。この言葉が頭から離れない。定数を削減する方向で、かつどの辺まで削減が可能かということを含め、今後検討し、結論を出すべきだと考える。 ● 私は、選挙に出る際に議員定数を減らしたいという思いで立候補し、この意見に賛同してもらった方に当選させてもらったという思いがある。議員定数を減じることを前提に議論を進めていきたい。 ● 議員定数を議論するに当たり、現員数 29 名を重く捉えるべき。減じることを前提に議論を進めていくべきである。 ● 本市は、議員定数が多いことから、議員報酬の全体的な額が類似団体と比べると高い事実がある。また人口減少社会の中で、税金を納める人も少なくなる。10 年 	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 若い方が市議会議員に立候補した際に、当選には相当大きな得票が必要だということを考えるよりも、頑張れば当選できる、そういう意味での定数が、市民の政治参加にとって重要である。また定数が少なくなれば、議員や議会、あるいは市政が益々身近に感じられなくなる。そして低投票率にもつながる。私は現状の定数 30 名について減らすべきではないと考える。なお、市民との意見交換会の中で、確かに議員定数が多いという意見もあるが、一方で、現状でもいいのではないかと、また報酬を下げる中でふやしてもいいのではとの意見も出始めている。 ● 人口は減少しているが、その分多様性が増している中で、議会は市民の声をいかに行政の施策の中で戦わせていくかという組織である。自分は今悩んでいる。定数というのはどうあるべきか。30 名がベストとは思っていない。ベターだとは思いますが。ただ現状の 29 名をしっかりと確認

<p style="text-align: center;">議員定数を減ずることを前提に 議論すべき</p>	<p style="text-align: center;">議員定数を減ずることを前提に 議論すべきではない</p>
<p>後の本市の人口は 10 万人以下になることも想定される(参考資料P33~34)。人口減の中で 10 年後を見通して議員定数も考えなければならない。なお1人当たりの議員報酬は決して高くはないと思う。定数が多いから、議員報酬の全体額が高い(参考資料P35~36)。どこで調整するか。やはり定数を考えていくしかない。</p> <p>●出生数の減少や高校等の教室が減になっている事実を聞いて、本当に人口減少が進んでいることを実感している。変えなければいけないときは変えなければいけない。議員数が 30 名から 29 名になった現状を見れば、今、定数という課題を考えるべきときなんだと思う。どこまで減らすかは分からないが、皆さんで議論することは大切なことだと思う。</p> <p>●定数を減ずることを行革の理論、あるいは比較の理論で考えることは今もって賛成ではない。しかし時代の流れの中で、定数を議論するときに、現状の 29 名がスタートになるのではないかとも思う。定数を減ずるという前提で議論すること、これは議論の1つの要素であり、議論が積み重なることで、本市の定数のあり方を考えることができるのではないか。</p>	<p>した上で、この定数というのは話をしていくべき。定数減がまず前提としてありきというのには、心持が傾いていないというのが現状である。</p>
<p>【討議結果】</p> <p>議員定数については、現員数 29 名になったことによっても、議会としての3つの機能(監視機能・政策立案機能・民意吸収機能)の低下につなげていないことが確認されるとともに、<u>定数 30 名を維持すべきとの意見はありつつも、29 名をひとつの基準とし、議員定数を減ずることを前提に議論を進めていくべきであるとの考えが集約された。</u></p>	

(5) 議員定数を減ずることを前提とした議論の開始

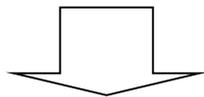
これまでの議論として、定数 30 名を維持すべきとの意見はありつつも、29 名をひとつの基準とし、議員定数を減ずることを前提に議論を進めていくべきであるとの考えが集約された。

当委員会では、以上の集約結果を受けて、次の展開である議員定数を減ずることを前提とした議論を行う上では、議会機能（監視機能、政策立案機能、民意吸収機能）の低下を著しく招く議員定数の限界（29 名以下）は何人なのか見極める必要があるとともに、29 名以下の議員定数から導き出される具体的な委員会構成等のシミュレーションを踏まえた上で、論点を整理し、議員定数の考え方をまとめていく必要があるものと考えたところである。

以上のことから、議員定数検討シート（P 9～）をもとに、以下の点を踏まえながら、委員間討議を行い、議員定数の考え方をまとめた経過にある。

【議員定数 29 名以下にした際に生じる論点】

- 論点 1：常任委員会の人数 6 人は適正なのか
(議員間討議については最低でも 7～8 人必要との視点から)
- 論点 2：議長の委員としての扱いはどうすべきか。
議会先例 (参考資料 P 37) により、議長は一旦委員になった後、議会の同意を得て辞退するのが例である。
- 論点 3：市民との意見交換会における 1 班 5 人体制は適正なのか



上記個別論点を踏まえつつ、委員間討議を実施。
討議の経過については、委員より各会派内に対して適宜、報告し、可能な限り会派の考えを集約しながら、議員定数の考え方をまとめていく。

議員定数検討シート

前提条件	1 常任委員会数は、4常任委員会で固定。(総務・文教・産経・建設の4つ) ※3常任委員会の場合を参考までに記載。 2 委員会中心主義であること。 (1) 監視機能・政策立案機能は常任委員会の機能として検討。 (2) 適切な議員間討議が確保されること。 3 民意吸収機能は議会全体の機能として検討。
------	--

議員定数	29人の場合(現状)	28人の場合	27人の場合	26人の場合	25人の場合	24人の場合	23人の場合	22人の場合	21人の場合	20人の場合
委員会及び政策討議会の構成	7人×4常任委員会+1(議長)	6人×1常任委員会 7人×3常任委員会+1(議長)	6人×2常任委員会 7人×2常任委員会+1(議長)	6人×3常任委員会 7人×1常任委員会+1(議長)	6人×4常任委員会+1(議長)	5人×1常任委員会 6人×3常任委員会+1(議長)	5人×2常任委員会 6人×2常任委員会+1(議長)	5人×3常任委員会 6人×1常任委員会+1(議長)	5人×4常任委員会+1(議長)	4人×1常任委員会 5人×3常任委員会+1(議長)
(参考) 3常任委員会の場合	10人×1常任委員会 9人×2常任委員会+1(議長)	9人×3常任委員会+1(議長)	9人×2常任委員会 8人×1常任委員会+1(議長)	9人×1常任委員会 8人×2常任委員会+1(議長)	8人×3常任委員会+1(議長)	7人×1常任委員会 8人×2常任委員会+1(議長)	7人×2常任委員会 8人×1常任委員会+1(議長)	7人×3常任委員会+1(議長)	6人×1常任委員会 7人×2常任委員会+1(議長)	6人×2常任委員会 7人×1常任委員会+1(議長)
市民との意見交換会班構成	5人×1班、6人×4班	5人×2班、6人×3班	5人×3班、6人×2班	5人×4班、6人×1班	5人×5班	5人×4班、4人×1班	5人×3班、4人×2班	5人×2班、4人×3班	5人×1班、4人×4班	4人×5班
議員の減少による予算削減額	(議員定数30名と比較) 9,849千円(議員1人当たり単価/年)×1人×4年間=▲39,396千円	9,849千円×2人×4年間=▲78,792千円	9,849千円×3人×4年間=▲118,188千円	9,849千円×4人×4年間=▲157,584千円	9,849千円×5人×4年間=▲196,980千円	9,849千円×6人×4年間=▲236,376千円	9,849千円×7人×4年間=▲275,772千円	9,849千円×8人×4年間=▲315,168千円	9,849千円×9人×4年間=▲354,564千円	9,849千円×10人×4年間=▲393,960千円

検討の際の課題・論点	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会の人数6人は適正なのか(議員間討議については最低でも7~8人必要との視点から) ・議長の委員としての扱いをどうするか ・市民との意見交換会における1班5人体制は適正なのか
------------	---

論点	会派	会派意見
論点1 常任委員会の適正な人数について(議員間討議最低でも7~8人の視点から)	市民クラブ	常任委員会の人数が5人+委員長の6人では、委員会の運営や議員間討議を踏まえれば難しいと考える。やはり7人は必要。
	創風あいづ	議員間討議を踏まえれば、常任委員会の人数について6人では難しい。やはり7人は必要。ただし3常任委員会を想定した際は、9人程度の委員数が考えられる。9人の討議人数について、どのような意味(効果)を持つのか十分議論すべきではないか。
	フォーラム会津	個人的な意見であるが、常任委員会の人数が5人+委員長の6人であっても、委員会の運営や議員間討議は十分できる。
	社会民主党・市民連合	議員間討議は、本市議会の特徴であると考え。正副委員長と委員3人から4人の委員構成では、少数意見を反映した議員間討議ができるとは思わない。やはり最低でも正副委員長を除いて5~6人の委員が必要と考える。なお、委員長も議員であることから、採決権を持たせるためにも委員会の人数は奇数であるべきとの考えが示された。
	公明党	個人的な意見であるが、所属する委員会での議員間討議の経験を踏まえれば、議員間討議は常任委員会の人数が6人であっても十分に成立するのではないかと考える。
	日本共産党市議団	常任委員会の人数については、7人~8人は必要。よって6人の常任委員会は作るべきではない。
	諸派連合	常任委員会の人数が5人+委員長の6人であっても、委員会の運営や議員間討議は十分できる。

論点	会派	会派意見
論点2 議長の委員としての扱いについて ※資料NO1参照	市民クラブ	議長も議員であり、市民に対する責務という観点からも議長の委員所属は必要と考える。ただし委員会の辞任の判断については、就任した議長の考えを優先すべき
	創風あいづ	議長も議員であり、市民に対する責務という観点からも議長の委員所属は必要と考える。
	フォーラム会津	議長も議員であり、市民に対する責務という観点からも議長の委員所属は必要と考える。ただし委員会の辞任の判断については、就任した議長の考えを優先すべき
	社会民主党・市民連合	議長の職責を鑑みれば、現状の取り扱い(委員就任後⇒辞任)が妥当。
	公明党	議長の職責を鑑みれば、現状の取り扱い(委員就任後⇒辞任)が妥当。
	日本共産党市議団	議長の職責を鑑みれば、現状の取り扱い(委員就任後⇒辞任)が妥当。
	諸派連合	議長も委員会に所属すべき。議長としての公務がある際は、欠席届を出せばよいと考える。
論点3 市民との意見交換会の班体制5人について	市民クラブ	4常任委員会の委員が各班に配置されていれば、5名でも十分対応はできる。(現状でも5名で対応できている)
	創風あいづ	4常任委員会の委員が各班に配置されていれば、5名でも十分対応はできる。(現状でも5名で対応できている)
	フォーラム会津	4常任委員会の委員が各班に配置されていれば、5名でも十分対応はできる。(現状でも5名で対応できている)
	社会民主党・市民連合	現状5人体制の班があるが、現実的に対応が難しいとの声があった。意見交換会の趣旨は、市民の声を拝聴することである。現状の1班3地区担当ではなく、むしろ4地区、5地区と担当地区を多くするなどの検討のほうが必要ではないか。
	公明党	4常任委員会の委員が各班に配置されていれば、5名でも十分対応はできる。(現状でも5名で対応できている)
	日本共産党市議団	意見交換会は市民の意見を吸収する場であると考えていることから、班の人数についてはこだわらなくて良いと考える。(5名でも十分対応できる)
	諸派連合	4常任委員会の委員が各班に配置されていれば、5名でも十分対応はできる。

論点	会派	会派意見(時系列的に意見を記載)
議員定数の考え方について	市民クラブ	<p>・議員定数については、議長も委員として含め7名×4常任委員会＝28名が考え方として出された。(H29.12/26)</p> <p>・議員定数が現状より減ったとしても議員の資質、やる気があれば、議会機能の補完はできると思う。どのくらいで議会の機能が低下するか判断するのは非常に難しい。なお議員が減ることで、議会活動の見える化や民意吸収の点で課題もあるものとする。辞められた方にもある程度の得票を得て、民意を吸収し一般質問、議員活動をしていた事実もある。また、議員の出ていない地区をどれだけ議会としてフォローできるのか課題もある。(H30.1/16)</p> <p>・4常任委員会という前提の中で、委員数については、病欠などを想定すれば7名は必要だと考える。また議会の民意吸収機能の点で言えば、ある程度のマンパワーも必要と考える。さらに議会活動を市民に伝えるためにも、ある程度の議員定数は必要と考える。以上のことから7名×4常任委員会＝28名が妥当と考える。(H30.2/6)</p> <p>・4常任委員会を前提とし、かつ、委員会中心主義ということから、7名×4常任委員会＝28名が妥当という考えは変わらない。なお、新たに創設される広報議会モニター制度の活用による民意吸収の状況などを見たらうで、常任委員会の数や議員定数について、今後も議論していくべきである。(H30.3/27)</p>
	創風あいづ	<p>・議員定数を削減する考えは会派として一致している。ただし、定数を削減すれば議会機能は間違いなく低下する。機能低下を補完する方策(議会への市民参加の拡充、予算・決算・政策サイクルを回すうでの税理士・会計士等専門性を持った方々の議会への参画等)を検討すべきとの意見が出された。(H29.12/26)</p> <p>・会派として定数を削減する考えは一致している。また現状29名の議員定数でも議会の機能低下につなげていないという点も考えは一致している。なお会派としては、この5年から6年の間で、議案のチェックや政策サイクルの実践、市民参加の充実など一定程度、制度化されてきたという点を踏まえれば、議員定数を削減した場合でも、その定数減を補完するシステム、制度が出来上がっている又は出来上がりつつあるものとする。以上のことから、定数は削減しても可能であるとする。一方で、会派としては委員会での討議人数という点を重要視していることから、7名×4常任委員会＝28名という定数を提案したいと考えている。なお議長も委員会に所属すべきである。(H30.2/6)</p> <p>・本市議会では政策討論会を条例で制度化し、意見交換会で得られた市民の意見を政策討論会で研究する政策サイクルが機能している。常任委員会、政策討論会が機能している現状では4常任委員会による十分な議論が重要と考えることから、7名×4常任委員会＝28名が妥当との考えで会派として一致している。なお議長も委員会に所属すべきである。(H30.3/27)</p>
	フォーラム会津	<p>・議員定数の削減に関しては慎重な意見もあったが、議員数29名の現状と市民の声を踏まえれば、削減もやむなしとの考えが示された。なお意見として先に議員定数があって、その人数でどう議会を運営していくかを考えるべきとの意見が出された。(H29.12/26)</p> <p>・定数を下げることにより、議会の機能は下がると言われている。しかし、定数を下げることにより、有権者による立候補者の政策チェックがしやすくなることや選挙への関心の向上につながるのではないかと考える。また、定数を下げれば若い世代が立候補しづらくなるというが、私は若さを売りにして立候補し、当選した。若さは不利になるものではなく、力になるものとする。現時点では、議員定数は25名程度が妥当と考えている。なお、以前から言っているが、定数がある程度決めてから、その人数でどう議会を運営していくかの順で考えるべきではないかと。(H30.1/16)</p> <p>・前回までの意見は私個人の意見であったため、会派内で改めて議論した。その内容として、最終的に議員定数は25名にする。ただし、急に25名ではなく、H31.8からH35.8の4年間は7名×4常任委員会＝28名とし、この4年間で、討議人数を踏まえた3常任委員会の可能性などを十分に検討し、最終的にH35.8からは議員定数を25名とする。以上のように議員定数を25名にする上での段階的な28名という定数削減を提案したい。(H30.2/6)</p> <p>・前回同様、最終的な議員定数を25名と定めたらうで、段階的に4常任委員会×7名＝28名とする。25名に移行するまでの間に、3常任委員会の可能性などを十分に検討すべきである。(H30.3/27)</p>

論点	会派	会派意見(時系列的に意見を記載)
	社会民主党・市民連合	<p>・会派としては、議員定数については現状を維持するというのが結論である。その理由としては、議会が市民福祉の向上に寄与していくためには、市議会の機能をさらに充実させていくことが課題であると考えてる。あくまで1つの指標でしかないが、早稲田大学のマニフェスト研究所が公表している資料によれば、本市議会は1700自治体中5位というランクであるが、だから良いというわけではなく、その分析結果を見れば住民参加や議会の機能強化の点では低い評価となっている。今後、さらに市民のための市議会になるためには、住民参加や議会の機能強化という点をしっかりと作り上げていくことが、市民福祉の向上の観点からは重要である。例えば子育て世代の方々の意見を議会としてどう吸収するか。重要な課題であり、声なき声を議会にどう反映させていくか、また住民参加や議会機能の強化をどうしていくのかという議論、方向性がない中で、議員定数減の議論を行うことは、市民福祉の向上に逆行するものと考え。以上のことから、議員定数については現状を維持すべきである。(H30.2/6)</p> <p>・定数は議会運営の一つである。各常任委員会における審議案件数の多少はあるが、どれも市民生活に密着しているものであり、どの委員会も等しい人数で議論をすべきである。委員会の審議時間の長短には、議員の期数の違いによる経験値の差にも起因しているものと考え、議員としての職責や市民のためを思って活動することは皆同じである。委員会運営も含め、市民のために議会全体としてどうしていくのか、議会として何を求めていくのかを先に議論するべきとの考えから、現状(7名×4常任委員会+議長1名=29名)を維持していくべきである。(H30.3/27)</p>
議員定数の考え方について	公明党	<p>・議員定数を削減する考えは会派として一致しているが、どの程度削減すべきかについてはまともでない。定数については様々な考え方があるが、市民の声、投票率を鑑みれば、最終的には削減する方向でまとめなければならないと考える。(H29.12/26)</p> <p>・江藤先生の言葉から、「委員会の人数は6人でも可能だが、恒常的に委員会を進めていくためには最低でも7人から8人の委員数が必要」とのことであった。私の考えとしては、正副委員長も議論に参加するのは当然であり、1委員会6人でも恒常的に議論をすることは可能だと考える。また良識のある市民から、「会津若松市の議員は多い。25名くらいが適当だと思う」といった言葉があり、私は、その言葉を非常に重く受け止めている。さらに、投票率の低下に見られる市民の声なき声を議会としても重く受け止めるべきである。以上のことから、議会として市民の思いに答えるひとつの意思を示すべきであり、定数を28人、27人程度に減らしたのでは意思を示したとは言えない。議員定数は、25名程度にすべきと考える。</p> <p>なお、定数を25名にした場合、議会の機能が低下するのと言え、地区別、分野別意見交換会の実施をはじめ、市民意見を吸収する場の充実を図ることにより、議会の機能は低下しないと思っている。以上のことから、議会の機能低下を招かないギリギリの線は、1委員会6人×4委員会+議長=25名である。私は、最後までこの意見を通していきたいと考えている。(H30.1/16)</p> <p>・あくまでも前回までの意見は、私個人の意見である。前回発言した委員数6名の根拠だが、委員間討議については、準備を十分に行い論点を明示し、議論をすれば形式的には最低3名で成り立つものであり、ひいては6名いれば十分に成り立つものとする。現状7名で委員会運営を行っているが、7名だから活発な委員会運営、委員間討議ができていくというわけではなく、事前準備を十分に行ったうえで、論点を整理するといった委員会運営を行っているからこそ、活発な委員会運営、委員間討議ができていくものとする。以上のことから、6名でも委員会運営は十分可能であるとする。また、市民との意見交換会についても1班5名で運営している事実があり、5名×5班体制=25名の中で、市議会として十分対応できるものとする。なお、議会の機能の中で、本市議会に足りない点として住民参加や広聴機能が弱いとの話があったが、この点については今後議会としての検討課題であると思っている(市民との意見交換会のバージョンアップなど)。ともかく、現職議員の考えとして議員定数の話になれば傷を小さくしたいという、我が身を守るという傾向はいかなるものかと考える。市民の思いに答えるためにも、目に見える定数削減を今回は示すべきであり、その考えに変わりはない。(H30.2/6)</p> <p>・会派で話し合ったが、27名~28名が妥当という意見、25名が妥当という意見、議会の議論の結果に従うという意見の、三者三様であった。私の意見としては、委員会の人数について、6人がいいのか、7人がいいのか議論しているが、その数の議論に根拠はなく、市民にはなおさら伝わっていかないということを自覚しなければならない。投票率の低下や市民の声に対し、目に見える形で議員の定数を削減することは、市民に対し示す議会の誠意のあり方と考える。(H30.3/27)</p>

論点	会派	会派意見(時系列的に意見を記載)
議員定数の考え方について	日本共産党市議団	<p>・若い人の政治参加、意識の向上を図るためにも、身近に議員がいる。頑張れば議員になれるといった条件を議会は作っておくべき。その意味からも定数については減らすべきではないと考える。(H29.12/26)</p> <p>・議員定数が減れば、当選するためにはそれなりの得票数を確保しなければならないことは事実である。若い世代や女性の市議会への進出を考えると、出やすい環境を保障すべきではないかと考える。また議員定数が減れば、少数意見の代表、中山間地域の代表として議員になりづらくなることも事実である。このような課題を補完する方策があるのか、私としては、まずは定数が第1であると考え。なお、議員の質とは何か。色々な多様な議員がいて良いと思う。(H30.1/16)</p> <p>・議会の役割、とりわけ地方議会の役割はどういったものなのか。地方議会は民主主義の学校だと言われている。民主主義は、一人ひとりの意見、多種多様な意見が尊重されることが基本であり、この点からは議員の数は多ければ多いほど良いと考える。しかしながら、当然財政的な点を踏まえれば、無制限に定数を多くするべきでもない。このような状況の中で、議会としては可能な限り、市民の声を議員が聞き取って、その市民の思いを市長はじめ執行機関に伝えることが重要であると考え。また市民の置かれた状況は、多種多様であり、深化もしている。さらに地域性や階層性も出てきているものと考え。このような市民の状況を議会として、丁寧にくみ取ることが非常に重要であり、許される限り議員定数については現状を維持するべきである。</p> <p>なお、一般論として定数が下がれば、当選ラインは上がるものと考えられる。やはり政治を志す方々、特に若い世代や女性などにとって当選するハードルが高くなるといった点は問題だと考える。また、投票率の問題として、なぜ投票率が下がっているのかを深く考える必要がある。市民の思いが行政の中でどれだけ活かされていくのか、その仕組みが明らかになれば市民も政治に関心・期待を持ち、投票率も向上していくのではないと思う。介護や空き家、除雪の問題など市民の思いが、行政あるいは議会に伝わり、市政の改善、変化につながっていく。その状況が市民に伝われば、投票率の向上につながっていくものと考え。(H30.2/6)</p> <p>・現在の条例定数である30名の現状維持。本市議会は市民との意見交換会からの政策サイクルをはじめとした議会改革が評価されている。深化している多様な要望が増えている中、議会機能の向上をすべきであり、その手段としてなぜ定数の削減なのか理解できない。委員会での議論は6名でできない理由はないが、階層ごとの意見や中山間地域の意見、少数意見など、多様な意見を委員会に出し合い、議案等のチェック、政策提言をしていくべきであり、定数を減らすことが議会改革につながるのか。市民の声の潮流が定数を削減すべきというものであれば率直に受け止めなければならないが、合併以降、議員数が減少し、身近に議員がいない、もっと議会はがんばれ、といった意見が相当聞かれる。(H30.3.27)</p>
	諸派連合	<p>・議員定数を削減する考えは会派として一致しているが、削減数はまとまっていない。個人的な意見としては、24名が妥当。ただし定数を減らすことにより、特定の団体(宗教、労働組合)の人しか当選できなくなるといった懸念事項もあるが、やはり定数削減は必要だと考える。(H29.12/26)</p> <p>・議会の定数を減らしたからといって、議会の機能が低下するとは思わない。何度も言うが、議員・議会は人・質・やる気次第。また議員の職責として出身地区ばかりを優先するということもあり得ない。中山間地区を含め全市をくまなく考えることは、当然のつとめである。私は、議員定数は24名程度が妥当であると考え。(H30.1/16)</p> <p>・委員会の人数は委員間討議の観点から7~8人必要であるというのは誰が決めたのか。討議人数の判断は議員が判断すべき。私としては委員会運営は、極端に言えば3、4人でもやれる。ただ極端すぎるので、せめて6人いれば十分である。以上のことから議員定数は、6名×4常任委員会=24名が妥当である。また議会改革の1つとして市民との意見交換会の話が出る。これをもって市民の話をよく聞いたというが、私はまだまだだと思っている。なぜか。意見交換会の参加者は何人出ているのか。有権者のほんのわずかでしかない。また参加者の顔ぶれも同じ方々ばかり。もっと議会は民意を吸収すべきであり、議員も積極的に民意を吸収すべきである。私も常に自己反省している。なお私は、堂々と報酬を約700万円もらっていると有権者に話している。その分働かなくてはならないと思っている。本市で700万円もらっている市民が何人いるか。これらの点を勘案すれば、議員定数は24名でも十分に対応できると考える。なお投票率が低下している問題は、現職議員が市民に対してその活動を十分に説明していないからであり、現職議員は十分に責任と反省をするべきである。(H30.2/6)</p>

論点	会派	会派意見(時系列的に意見を記載)
議員定数の考え方について	市民委員	<p>・定数の議論を聞いていると委員会ありきで定数を考えている。守りに入っているのではない。個人的に5つぐらいの団体に議員定数について意見を求めた。結果、定数を減らすべき意見だった。根拠を求めたところ活動している議員としてない議員の差が大きいとの意見だった。(H29.12/26)</p> <p>・議員の定数と報酬は別の論理とは言いが、財政的な部分も考慮する必要がある、その意味からも議員定数は削減すべきと考える。具体的には24、25名が妥当ではないかと考える。 なお、議員定数を減らせば若い世代や女性、中山間地域や農村地域の意見の吸収に影響が出るとの点が考えられるが、議員は全ての世代や地区を代表する立場として分け隔てなく頑張ってもらいたいし、また市民の役目としてそのような資質のある議員を選挙で選んでいけたらと思っている。(H30.1/16)</p> <p>・委員会ありきの議論にやはり違和感がある。なお3常任委員会の議論については皆さん避けているのか3常任委員会のメリット、デメリットなど話題にならなかったのも疑問である。委員の意見の中で、賛成できるのは土屋委員と成田委員の意見に同感する点がある。それは、「市民の声なき声を受け止めるべき」との意見や「議会・議員は最終的にはやる気次第」との意見、「自分の出身地域だけでなく、議員の職責として全市的な視点で議員活動を行うのが議員の役目である」との意見など賛同できる点があった。なお女性としては、3人しか議員がいないことは非常に悲しい。定数を多くしなければ女性議員が増えないといった点もあるが、やはり財政的な点を考慮すれば無制限には議員定数を増やすことはできない。またこのようなブラックジョークがある。「手術は成功しました。患者は死亡しました。」このジョークを定数に置き換えれば「定数30人の議会は成立しました。ただ市の財政はどんどん赤字になっていきます」。このようになったら議員としてどう思うか。私としては、報酬は高いとは思っていない。やはり議員定数がネックである。話はそれるかもしれないが、市の審議会などはあまりにも形式的すぎる。審議会の充実を図ることなど、別な形で住民参加を考えていくべきではないか。また、皆さんが今度の選挙で選ばれるかどうかは分からない。選挙で選ばれるためには、議員は常に努力すべきであり、その姿勢を市民にどんどん見せるべき。定数が減ったとしても、市民のための政治、市民のための議員、市民のために議会として努力して欲しい。(H30.2/6)</p> <p>・議会の前向きな姿勢には期待するし、議員が市民のために、市民の代表として務めていることは理解している。しかし、定数の削減をする理由としては、財政的な面や全国の類似団体との比較において報酬が高いランクにあることを見ていかなければならない。新聞報道によれば、二本松市のNPO法人が、議員定数を26名から20名に削減するよう要望した。また、国では地方議員の兼業を緩和する動きがあることが報じられているが、ヨーロッパの地方議会では、兼業・兼務、無報酬のところもある。今の日本や本市において、無報酬にすべきとは思っていないが、そこまでいっているということも頭に入れるべきであり、市民の一人としての立場で考えてもらいたい。(H30.3/27)</p>
	市民委員	<p>・所属する団体や友人に意見を聞いた。定数については詳しく分からないとの意見だった。定数よりも議会や議員は、市民の声を聞いて吸収してほしいという意見が多かった。なお、これまでの議論を聞いて定数を減らすことは致しかたない時代だと思っている。何人減らすかは議論の中で見出しにくい。(H29.12/26)</p> <p>・私の当初の定数の考えとしては、定数30名で現員29名であれば、28名、27名程度に削減すればいいのではと思っていた。しかし、皆さんの意見を聞くうちに考えが変わってきた。どの程度定数削減すれば議会の運営自体が低下するのか、そのラインというのは、議員の皆さんであれば想像がつくと思う。皆さんが言う25名、24名に定数を下げること必要な時期なのではないかと思っている自分がある。仮に、議員定数が25名になったとしても、誰が立候補し、誰が当選するか現時点ではわからない。また議会・議員の質が落ちるかもわからない。結局、何もわからない。その状況に応じて、議員になった方が市民のために頑張るのは当然ではないかと思う。(H30.1/16)</p> <p>・定数については、これまでの議論を聞いた中で私自身の考え方が変わってきたということは確かにある。ただ24～25名が最適であるというわけでもない。ただ定数を削減しなくてはいけない時期に来ているという点は非常に感じている。なお投票率の低下は、非常に危機感を持っている。約半数の方が投票に行かないということは、それだけ政治に関心がないということである。なお、議員一人ひとりが強い思いをもって議会活動を行えば、たとえ定数が少なくなったとしても、活動に支障はなく、より良い市になっていくのではないかと。また、委員会についてはそれぞれが大事であり、委員会ありきの定数の議論になるのは致し方ないとも思う。委員会それぞれにある程度の委員がいないと動けないといった点もわかる。具体的な定数削減の人数については何とも申し上げられないが、削減に向けては賛成している。(H30.2/6)</p> <p>・定数については、正直よくわからない。しかし、現状で市民の声が議会に届いているかといえばそうではない。では、定数を減らしたからといってよくなるかといったら不安な部分もある。大事なものは定数より、議員の動き方や市民の声を聞くシステムなど「中身」ではないか。これからは「官」だけでなく「民」とともに考えていけばよい。民間からはいろいろな提案が出てくると考える。意見交換会についてもこれまで同様にやるだけではなく、民間とともに考え、各年齢層の方や女性の意見を聞くべき場を作るなどの見直しを行うべきである。(H30.3/27)</p>

第4 政策討論会全体会、市民との意見交換会における中間報告

(1) 当委員会における意見の集約

当委員会では、「市民との意見交換会等では人口減少社会における議員定数についての問題提起、いわゆる議員定数を減じるべきではないか」また「次期市議会議員選挙まで残り1年余りとなる中で、議員定数について早急に検討し、委員会としての結論を出す必要がある」との意見、申し送り事項を真摯に受け止め、議員定数のあり方を具体的検討テーマに設定し、条例定数30名に至った経過の確認、現員数29名の総括を行った上で、定数30名を維持すべきとの意見はありつつも、議員定数を減ずることを前提に議論を進めてきた経過にある。

議論を進めてきた結果、議員定数については、各委員・各会派によってさまざまな考え方や具体的な議員定数（案）が示された。

このような経過の中で、当委員会では、中間報告、市民との意見交換会への報告における議員定数（案）として、以下4案の考え方の集約に至った。

【議員定数における4つの案】

ア) 議員定数29名（案）

委員会構成	7名×4常任委員会+議長1名=29名
委員会における討議人数の考え方	議員間討議を充実させるため、委員数については7名の委員が必要
議長の扱い	議長の職責を鑑みれば、先例に基づき委員就任後、辞任が妥当。
意見交換会班体制	5名×1班、6名×4班
29名（案）とする主な理由	●議会が市民福祉の向上に寄与していくためには、市議会の機能をさらに充実させていくことが課題であると考えている。市民のための市議会になるためには、住民参加や議会の機能強化という点をしっかりと作り上げていくことが、市民福祉の向上の観点からは重要である。住民参加や議会機能の強化をどうしていくのかという議論、方向性がない中で、議員定数減の議論を行うことは、

	市民福祉の向上に逆行するものとする。以上のことから、議員定数については現状を維持すべきである。
--	---

イ) 議員定数 28 名 (案)

委員会構成	7 名 × 4 常任委員会 = 28 名
委員会における討議 人数の考え方	議員間討議を充実させるため、委員数については 7 名の委員が必要
議長の扱い	議長も議員であり、市民に対する責務という観点 からも議長の委員会所属は必要。ただし辞任の判 断は議長に任せる。
意見交換会班体制	5 名 × 2 班、6 名 × 3 班
28 名 (案) とする 主な理由	<p>●委員数については、病欠などを想定すれば 7 名は必要だと考える。また議会の民意吸収機能の点で言えば、ある程度のマンパワーも必要と考える。さらに議会活動を市民に伝えるためにも、ある程度の議員定数は必要と考える。以上のことから 7 名 × 4 常任委員会 = 28 名が妥当と考える。</p> <p>●議員定数を削減した場合でも、その定数減を補完するシステム、制度が出来上がっている又は出来上がりつつあるものとする。以上のことから、定数は削減しても可能であるとする。一方で、会派としては委員会での討議人数という点を重要視していることから、7 名 × 4 常任委員会 = 28 名という定数を提案したいと考えている。</p> <p>●最終的に議員定数は 25 名にする。ただし、急に 25 名ではなく、平成 31 年 8 月から平成 35 年 8 月の 4 年間は 7 名 × 4 常任委員会 = 28 名とし、この 4 年間で、討議人数を踏まえた 3 常任委員会の可能性などを十分に検討し、最終的に平成 35 年 8 月からは議員定数を 25 名とする。以上のように</p>

	議員定数を 25 名にすると決めた上での段階的な 28 名という定数削減を提案したい。
--	---

ウ) 議員定数 25 名 (案)

委員会構成	6 名×4 常任委員会+議長 1 名=25 名
委員会における討議人数の考え方	7 名の委員数だから討議が充実するという根拠はない。6 名の委員数でも、活発な議員間討議は十分可能。
議長の扱い	議長の職責を鑑みれば、先例に基づき委員就任後、辞任が妥当。
意見交換会班体制	5 名×5 班
25 名 (案) とする主な理由	●山梨学院大学江藤教授の言葉では、「委員会の人数は 6 人でも可能だが、恒常的に委員会を進めていくためには最低でも 7 人から 8 人の委員数が必要」とのことであった。正副委員長も議論に参加するのは当然であり、1 委員会 6 人でも恒常的に議論をすることは可能だと考える。ある市民から、「会津若松市の議員は多い。25 名くらいが適当だと思う」といった言葉があり、その言葉を非常に重く受け止めている。さらに、投票率の低下に見られる市民の声なき声を議会としても重く受け止めるべきである。以上のことから、議会として市民の思いに答えるひとつの意思を示すべきであり、定数を 28 人、27 人程度に減らしたのでは意思を示したとは言えない。議員定数は、25 名程度にすべきと考える。

エ) 議員定数 24 名 (案)

委員会構成	6 名×4 常任委員会=24 名
委員会における討議人数の考え方	7 名の委員数だから討議が充実するという根拠はない。6 名の委員数でも、活発な議員間討議は十

	分可能。
議長の扱い	議長も議員であり、市民に対する責務という観点からも議長の委員会所属は必要。公務がある際は欠席届を出せばよい。
意見交換会班体制	5名×4班、4名×1班
24名（案）とする 主な理由	●議員定数を減らしたからといって、議会の機能が低下するとは思わない。何度も言うが、議員・議会は人・質・やる気次第。また、議員定数が減れば、地域から議員が選出されなくなるとの意見もあるが、議員の職責として選出地区ばかりを優先するということはある得ない。中山間地区を含め全市をくまなく考えることは、当選した議員の当然の務めである。議員定数は24名程度が妥当であると考えている。

(2) 政策討論会全体会、市民との意見交換会での中間報告

本年4月29日、政策討論会全体会において、当委員会の議論の経過と上記4案を含む中間報告を行い、検討内容の確認、議員定数のあり方を検討するに当たっての視点、考えなどについて、質疑応答が交わされた。

また、5月7日から13日にかけて開催された市民との意見交換会においても中間報告を行い、市民の方々から、次のような様々な意見をいただいた。

班	地区	発言内容
1	町北・高野	議員定数は25名くらいにすべきだ。
		予算を減らすために定数を減らすという考え方は良くない。民主主義として定数は30名でも良い。予算総額が増えなければ議員数は増やしても良い。
	行仁	議員定数の問題に対し、4つの委員会が必要だと言う議

班	地区	発言内容
		<p>論かもしれないが本当に必要なのか？ゼロベースから積み上げるべきではないのか。</p> <p>議員定数の問題は来年の選挙に間に合うのか。結局時間切れで流れてこのままになるのか。</p>
	鶴城	<p>議員定数を減らすように言う市民は議員の仕事量を知らないのではないのか。政策形成サイクルを活発にしてほしい。</p>
2	城北	<p>議員定数の件で、類似団体都市における住民一人あたりの報酬月額が5番目に高い。定数を削減すべきである。</p>
	謹教	<p>議員定数が多いと思う。どのような検討が進められているのか。福島市や郡山市などの人口の多い所と比べると20人くらいでもいいのではないのか。</p> <p>どこの自治体を参考にして議員定数の削減を検討しているのか。</p> <p>鹿沼市で、人口9万9千人に対して議員定数が24名。会津若松市も、これから人口が減っていく。常任委員会が大事だから、今までと同じという事はない。常任委員会の数も見直ししてもいいのではないのか。検討したのか。</p> <p>議員定数は、現状が29人でやっている。このままでいいというのはおかしい。5年後の人口減を考えれば、もっと減らして25人でもいいのではないのか。現状のままで行くというのはおかしい。1つの委員会も7人でなくてはいけないのか。市民感情からすれば、考え方が甘いのではないのか。</p> <p>議員定数の見直しの議論はいつ頃から始まっているのか。</p> <p>河東と北会津が合併してまだ13年くらいしか経っていない。各地区の発展を考えると、それぞれの地区の意見を反映させるためには議員定数を減らすべきではないと考</p>

班	地区	発言内容
		える。各地区の発展無くして本市の発展はないと考えるがどうか。
		合併したが、河東、北会津それぞれ議員は何人いるのか。
		現状でいいのではないか。これ以上減らすことがいいのか。合併当時は、62人議会でやっていた。
		4つの常任委員会が全部同じ人数でなければいけないという理由はあるのか。それぞれ仕事量が違うということであれば、委員会ごとに自由度を持って人数が違っていいのではないか。
		議員定数よりも、議員は会津若松市のために動いてくれる議員を選びたいと考えている。こんな事をしたいと言うビジョンを持って活動してもらいたい。
	神指	(議員定数に関する意見の報告なし)
3	北会津	議員定数の議論の中において、一人2委員会所属制は考慮に値すると考えるがどうか。
	城西	(議員定数に関する意見の報告なし)
	日新	本市は全国的に見ても議会改革が進んでいるといわれているが、他市(郡山市が人口34万人で議員が38名など)を参考にするなどして議会改革を更に進め、議員定数を24~25名などにしたほうがよい。 議員には政務活動費があるが、議員定数を考える際に政務活動費との関連性はあるのか。 先日の新聞で読んだのだが、議員年金を復活させようとする動きがあるようだ。厚生年金との兼ね合いも含めて、議員定数に影響は出てくるのか。
4	大戸	(議員定数に関する意見の報告なし)
	東山	議会制度検討委員会の議員定数について、議員から説明を受けた。506町内、46,000世帯一人当たり1,500世帯になる。議員は少ないと思っていない。議員を減らすとの意

班	地区	発言内容
		見しか記載されていない。減らすべきでないを考える。
	門田	定数削減について4案がある、議論は進んでいるのか。
5	湊	議員定数の削減は自然な流れだと思う。4つの案が出ているが、来年の市議会議員選挙まで条例改正は間に合うのか。
	一箕	議員定数の今後はどう結論付けていくのか。議員定数が24人になった場合、現職議員が6人減ることになるし、減ることによって市民の声の反映が難しくなり、ますます議会が遠くなってしまわないかとの女性の声がある。今後どのようにまとめられるのか。
		議員の人数は議員のみで決定するのか、市民の声はどう反映されるのか。
	河東	議員定数について何うが、現在示されている案によれば、議員定数削減の方向であるが、なぜ議員削減なのか、その考え方を伺いたい。
市議会議長も委員会に所属して、意見を述べる場を確保すべきでないか。		

(3) 市民との意見交換会における市民意見の総括

当委員会では、政策討論会全体会における質疑事項や市民との意見交換会において市民の方々からいただいた意見を総括し、議員定数のあり方に係る最終報告案の調整を図るため、委員間討議を実施した。委員間討議における各委員の主な意見は次のとおりである。

	意見要旨
意見1	意見交換会での意見があまりにも少なかったと感じる。その理由として、毎回出席している方が同じになりがちであり、かつ、検討段階の4つの案を示したに過ぎないためと考える。市民は今後の検討状況を注目しており、方向性が出た段階で意見が多く出るのではないかと。

意見要旨	
	<p>最終報告に向けては、委員会の所属委員数が7名か6名かで案が分かれるが、どちらがよいかの基準はない。重要なことは、構成メンバーの資質であり、6名で十分であると考えている。なお、議長も一議員であるため、委員会に所属することを前提とすべき。</p>
意見2	<p>意見交換会に4つの案を提示したのは多かったのではないかと。その結果として意見が少なくなったのではないかと。常任委員会の人数、議長の委員会所属の有無など、市民の方が意見をするには相当な根拠を必要とする場であったと感じる。</p> <p>最終報告に向けては、現在の条例定数を維持するとの案を加えると、案が1つ増えることになる。条例改正案が否決されれば定数は30名となるので、今のところは中間報告時の4案のままでいいのではないかと。なお、議長が委員会に所属すべきかどうかを検討することで、案を少なくすることも可能かと考える。</p>
意見3	<p>意見交換会では、議員定数を減らすべきとの意見は一定程度あることは事実だが、これまでの議会改革、市民意見を起点とした政策形成サイクルの推進による市民の議会に対する意見の変化を読み取るべきではないかと。</p> <p>最終報告に向けて、現在の条例定数である30名でよいとの意見が、全体会、市民との意見交換会で出されていることから、定数を30名とする案も一つの案とすべきではないかと。他方で、最終報告に向けて、常任委員会の委員数を7名とするのか6名とするのかを改めて議論し、結論を出す方向がいいのではないかと。</p>
意見4	<p>本市議会が積み重ねてきた市民の声を起点とした政策形成サイクルが浸透してきたことから、意見交換会に来る人には要望を持った方が多く、そういった中では厳しい意見は出ないのではないかと。出席されない方々に話を聞くと厳しい意見もたくさんあるのではないかと。</p>
意見5	<p>意見交換会において、北会津地区で出された1議員が2委員会に所属するという意見は考慮に値する。</p> <p>なお、「市民は議会のことをわかっていない」と言う議員もい</p>

意見要旨	
	るが、インフォームドコンセントにおける医者と患者の関係のように、議員と市民とも対等であることを理解しておいてほしい。
意見 6	(議員定数を減らすべきか否かの) 意見交換会における意見は、半々である。議員定数について1年半ほど議論をしてきたことを基に、しっかりとした理由、結論を出していくべきだと考える。

(4) 議員定数案の絞り込み (4案から2案へ)

当委員会では、政策討論会全体会、市民との意見交換会の総括についての委員間討議を踏まえ、最終報告に向け意見を集約し、議員定数案の絞り込みを実施すべきとの考えが示された。

委員間討議において「条例定数を維持すべきとの案を加えるべき」との考えが改めて一部の委員から示されたところであるが、条例定数30名に至った経過の確認、現員数29名の総括を行った上で、議員定数を減ずることを前提にこれまで議論を進めてきた経過にあることから、中間報告で示した4案を基に集約していくこととした。

集約に向けた議論の中では、「会議規則上、議員である以上議長も委員会に所属するのが原則であり、委員会を辞するか否かはその時の議長の判断に委ねるべきであり、議会として判断することではない。」との意見が示された。また、常任委員会の委員数についても、6人とする意見、7人とする意見の双方が示された。

こうした議論を受け、正副委員長案として次の2案を提示し、各委員に対し、会派の意見の集約を図るよう求めたところである。

案の1 28名 (委員数7名 × 4 常任委員会)

案の2 24名 (委員数6名 × 4 常任委員会)

※いずれの案も、議長は委員会に所属することを前提
(委員を辞するか否かは議長の判断に委ねる。)

第5 最終報告に向けた協議

(1) 2案に対する各会派の考え方

正副委員長が示した2案について、各委員が所属する会派においての協議がなされ、各委員から次のように報告がなされた。また、市民委員からは、各委員の発言や周囲の市民の意見などを踏まえ、定数に関する意見が述べられた。

会派	定数案	意見要旨
市民クラブ	28名	<p>委員会中心主義である中、委員会の討議人数が減ることはチェック機能の低下に繋がる。また、政策形成サイクルが回り始めている現時点において、大きく定数を変えるべきではない。仮に、定数が25名を割り込むと市民との意見交換会の班員が4名となる班が出てくることとなり困難と考えるため、会派として28名との意見でまとまった。</p> <p>常任委員会の数、さらなる定数削減については今後も検討課題となるが、次回の改選以後の検討課題とすべきである。</p>
創風あいづ	28名	<p>議会基本条例の制定、議会改革を始めてから10年が経つ。いまだ議会改革は道半ばではあるが、予算決算委員会の常任委員会化、政策討論会分科会の調査研究事項と委員会行政調査との結び付け、新たに始まった広報議会モニター制度など、少しずつ前進している現状ならば定数削減の検討ができる。</p> <p>委員会中心主義を考えれば常任委員会の委員数は7名、また、議長は会議規則上委員会に所属するのが原則であり、委員を辞するか否かは議長が判断すべきで、議会として判断すべきことではないと考えることから28名でまとまった。</p>

会派	定数案	意見要旨
フォーラム会津	段階的に 28名→ 25名	次々回の改選時までには委員会の討議人数と委員会の数をしっかりと検討する必要があるとの認識から、次々回の改選時の定数を25名と決めたい。なお、28名、24名のいずれかとなると、会派の中でも意見は分かれるところである。
社会民主党・市民連合	29名	会派としては、議会としての機能、政策形成サイクルのスキームを今後どのように発展させていくのかを検討したうえで、議員定数について検討すべきと考えている。条例定数から1名欠員となり、29名の議員で補完しているという現状分析から議論は始まっており、そこから政策形成サイクルのスキーム等に大きな変更がない現状においては、議長の取り扱いを含め29名の現状を維持すべきである。
公明党	25名	<p>会派内では三者三様の考え方で、各々自信を持っているため会派としてまとまらない現実がある。私見として、議長は4委員会をバランスよく見ていくという姿勢は大事であり、今の先例は妥当と考える。24名案では議長が委員会を辞した場合、当該委員会は5名となり、委員間討議が困難となることから、4常任委員会×6名+議長の25名が適当であると考えている。</p> <p>議会改革が進み、評価されている中で、多くの市民が望む定数削減をできない議会に何の意味もない。</p>
日本共産党会津若松市議団	30名	市民との意見交換会でも議員定数を減らすべきではないという意見があったことから、条例定数30名を維持することを検討すべきであった。

会派	定数案	意見要旨
		<p>議会改革の中心的な論点は政策形成サイクル、市民協働型議会を目指すことである。議会改革が進み、うまく回り始めていることから、条例定数、議長の取り扱いとも維持すべきと考える。</p>
諸派連合	24名	<p>24名と考える理由はこれまで述べてきたとおり（議員数ではなく、議員の質が重要である）。過去にも1名の定数削減を提案したが削減できなかった経過などを考えると、次回改選以後のことは改選後に考えるべきという意見は議会として恥ずかしい。人口減少が進むことも考えれば、削減すべきときには削減すべきである</p>
市民委員	24名	<p>議員委員の話にはそれぞれ納得できる点は多くある。議員定数と市の財政は切り離すべきとの意見があるが、人口減少による市の収入減や、新庁舎を建設することを考えた場合、普通の家庭であれば支出を見直すことになる。</p> <p>人口に比して議員の数が多いこともあるが、議会改革が素晴らしく進んでいる会津若松市議会には、身を切る改革として定数削減を実施してほしいというのが、周囲の市民の意見として多くある。</p>
市民委員	右記意見参照	<p>普通の主婦の意見としては、もはや議員の人数ではない。各委員の意見はそのとおりだと思う。</p> <p>28名案と24名案の2案の受け止め方として、28名であれば「行政的、妥当な考え方」との印象を、他方24名案であれば「今後の議会を注視していこうか」といった印象を受けるのではないか。</p> <p>減らしたからいいとは思わないが、人口減や財政的なことを考えた場合、定数を減じるべき時期である。</p>

会派	定数案	意見要旨
		これから定数を決定することとなるが、これまで様々議論してきた経過を市民に示すことで、市民の方々も理解してくれると考える。

(2) 委員間討議の実施

各会派の議員定数に関する考え方が上記のとおり示されたが、中間報告時点からの変更はなかった。

これを受け、当委員会では、委員間討議を実施し、合意点を見出すこととした。主な討議事項と意見は次のとおりである。

① 常任委員会の委員数を減ずることについて

意見 1	委員数が7名から6名に減るということは、委員会中心主義を採用してる本市議会では、間違いなく議会機能の低下に繋がると考える。この機能低下を補完する担保をどこに求めるのか。
意見 2	現在は4委員会制としているが、今後3常任委員会について検討し、移行すれば、委員数の問題は解決できる。
意見 3	委員数が減少することで議会の機能低下に繋がることはない。委員の質で十分カバーできるし、カバーできなければ議会ではない。これからは各議員の努力が問われてくる。

② 意見交換会の班編成人数

意見 1	班の人数は何人でもできる。人数が少なければ市民との距離も近くなり、小回りも効く。かえってよくなる。
意見 2	現在1つの班は5名で実施している現状があることを見るべきである。
意見 3	1つの班には4常任委員会、広報広聴委員会、議会制度検討委員会から各1名ずつ配置されるのが理想であり、1班4名では難しい。

③ 議長の委員会所属の取り扱い

意見 1	中立・公正な立場で議会を見るという視点から定められた今の先例のとおりでいいのではないか。
意見 2	議会の先例はいくらでも変えられる。そのときの状況で判断していい。
意見 3	先例を変えることができるという前提であれば、議長は委員会に所属しながらも4つの委員会を俯瞰的に見るといふ制度も作れるのではないか。

(3) 最終報告に向けた方針の確認

最終報告に向け、委員間討議により合意点を見出し、最終案の集約を試みたところであるが、各委員、各会派ともに、それぞれ確固たる理由、考えのもと定数案を提示しており、現段階において、これ以上の意見の集約は困難であるとの判断に至った。

最終報告では、当委員会が調査・研究をする組織であることを踏まえ、定数案を絞り込むことなく中間報告時と同様の4案を示したうえで、これまでの議論の経過を報告するとの合意点に達したところである。

第6 協議の結果

(1) 当委員会の議員定数案

これまで述べてきた議論の経過から、当委員会では、議員定数案として、中間報告時と同様、下記の4案とする結論に至った。

なお、繰り返し述べてきたが、今回の議員定数のあり方について検討するに当たっては、条例定数30名に至った経過の確認、現員数29名の総括を行い、29名で補完することで議会機能の低下に繋がっていないとの合意点を起点に、議員定数を減ずることを前提に議論を進めてきたことから、下記4案を当委員会の案としたものである。なお、一部の委員や、中間報告を行った政策討論会全体会、市民との意見交換会の場において、条例定数30名を維持すべきという意見があったことを付記しておく。

案の1 29名（委員数7名×4常任委員会＋議長）

案の2 28名（委員数7名×4常任委員会）

案の3 25名（委員数6名×4常任委員会＋議長）

案の4 24名（委員数6名×4常任委員会）

※各案の考え方など詳細については、P15～18を参照

(2) 今後に向けて

今後、議員定数のあり方については、当委員会のこれまでの経過を踏まえ、代表者会議、さらには議会において諮られるものと想定されることから、当委員会での検討はいったん終了する。

これまでの議論の中で、多くの委員から「道半ばではあるが議会改革が進んできている」、「政策形成サイクルが回り始めている」との認識が示されたところである。今後、議会機能のさらなる強化に向け、当委員会においても議会制度のあり方の調査・研究を進めていくとともに、議会改革、政策形成サイクルの向上などの状況を見ながら、時機に応じて「議員定数のあり方」の議論をする必要がある。

第7 これまでの調査研究に係る経過一覧

年	月 日	内 容
平成 29 年	8月29日	<input type="checkbox"/> 自主研究（正副委員長の互選）
	9月7日	<input type="checkbox"/> 自主研究（市民公募委員の選定）
	10月3日	<input type="checkbox"/> 自主研究（今後の調査研究における具体的テーマ）
	11月7日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	11月28日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	12月26日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
平成 30 年	1月16日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	2月6日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	3月27日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	4月17日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究に係る中間報告について）
	4月26日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会（議員定数に係る議論の経過報告）
	5月7日～	<input type="checkbox"/> 第20回市民との意見交換会（議員定数に係る議論の経過報告）
	5月13日	
	7月2日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	7月23日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数に係る議論の報告について）
7月25日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会（議員定数に係る議論の報告）	

議員定数のあり方の検討の際に活用した資料

	ページ
01.最近の選挙の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	32
02.人口等の推移と将来予測・・・・・・・・	33
03.財政状況及び中期財政見通し・・・・・・・・	34
04.類似団体都市における住民1人あたりの報酬月額・・・・・・・・	35
05.先例集（抜粋）・・・・・・・・	37
06.県内13市における議長の委員会所属・・・・・・・・	38
07.議員1人当たりの経費（平成29年度当初予算）・・・・・・・・	39

●最近の選挙の状況

選挙年度	定数	立候補者	当日有権者数(人)	当日投票者数(人)	投票率(%)	最低当選得票数(票)
平成19年	30	44	101,312	70,418	69.51	1,336

※平成19年選挙の概要

任期満了に伴うものであるが、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」によって統一地方選挙として執行された。

今回の選挙は、北会津村・河東町との合併後、初の議会議員選出選挙でありその結果が大変注目された。

選挙年度	定数	立候補者	当日有権者数(人)	当日投票者数(人)	投票率(%)	最低当選得票数(票)
平成23年	30	32	100,195	60,099	59.98	1,204

※平成23年選挙の概要

当初、任期満了に伴い、統一地方選挙の日程により選挙執行が予定されていたが、東日本大震災の影響により適正な執行が困難なため選挙期日が延期された。

現職全員が再選する中、震災の影響や立候補者が前回の44人から32人に減ったこと等から、投票率は過去最低となり、盛り上がりには欠けた。

選挙年度	定数	立候補者	当日有権者数(人)	当日投票者数(人)	投票率(%)	最低当選得票数(票)
平成27年	30	35	98,680	49,572	50.24	877

※平成27年選挙の概要

任期満了による選挙であり、会津若松市長選挙と同日に執行された。

候補者数の約半数(17人)を新人が占めたため、激戦が予想され、投票率も上がるものと期待されたが、市長選挙が無投票になった影響などにより、前回より大幅に低下することとなった。

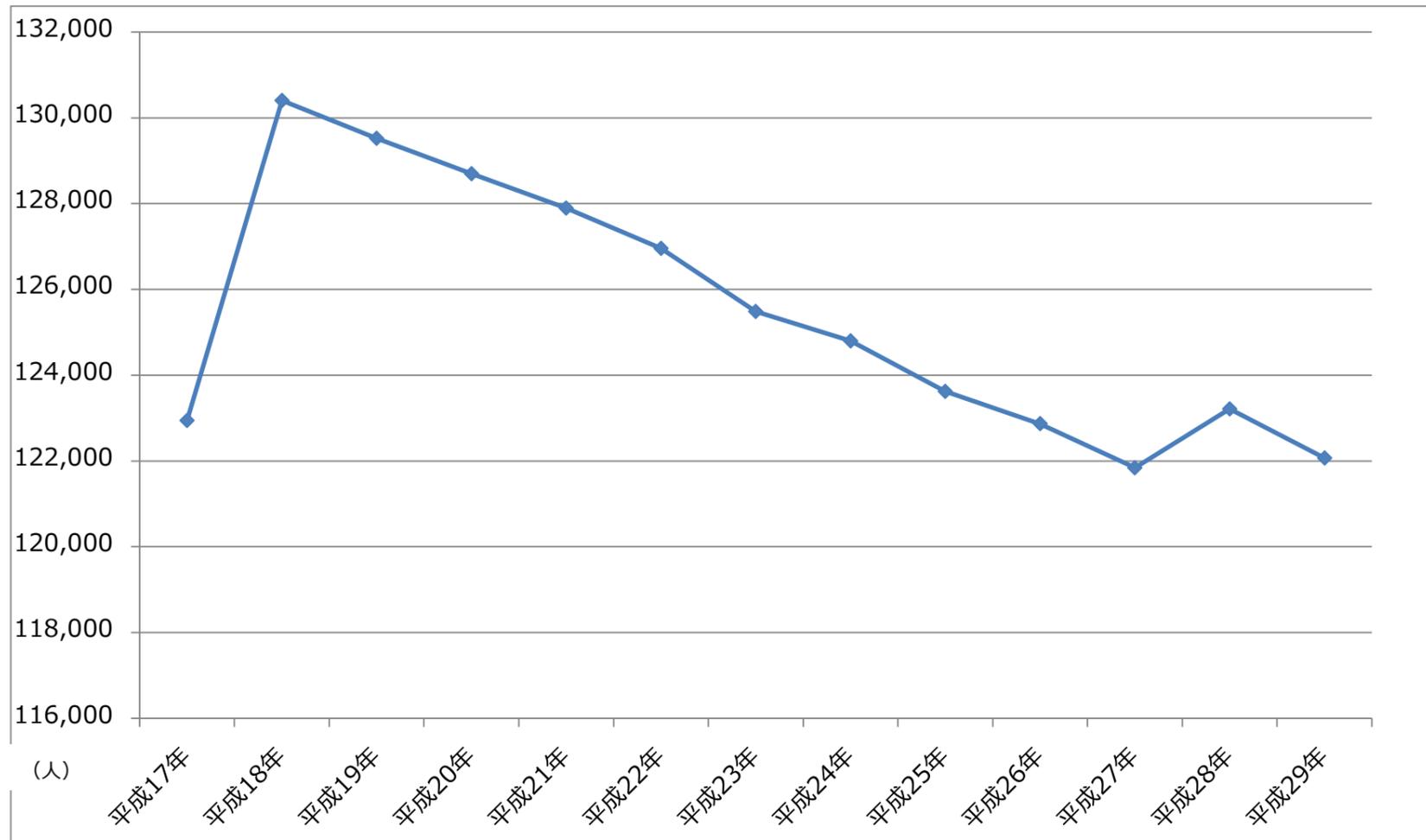
人口等の推移と将来予測

【会津若松市の人口の推移】

(単位：人) ※市勢統計データより(各年4/1現住人口)

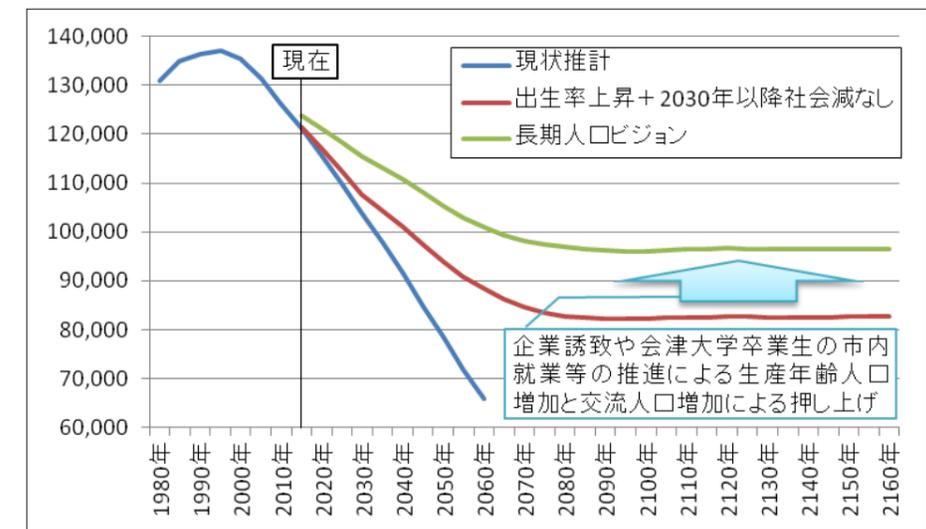
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人口	122,943	130,404	129,519	128,700	127,893	126,955	125,482	124,795	123,619	122,866	121,842	123,210	122,066
増減	*	7,461	-885	-819	-807	-938	-1,473	-687	-1,176	-753	-1,024	1,368	-1,144

※H27.10月の国勢調査の結果に伴う増



(会津若松市まちひとしごと創生人口ビジョン 抜粋)

3つの視点(①出生率上昇②社会動態)±0 ③交流人口の増加)を踏まえて、地域一体となった取組を進めていくことで、10万人程度の長期的な安定人口の実現を目指す。出生率と社会動態に基づく推計では、8万人強の安定人口となるが、企業誘致等によるしごとづくりや、大学卒業生の市外流出者数を減らすことで生産年齢人口の増加を図るとともに、交流人口の増加による地域活力の向上により、「人口10万人程度の維持」を目指す。



会津若松市の長期人口ビジョン

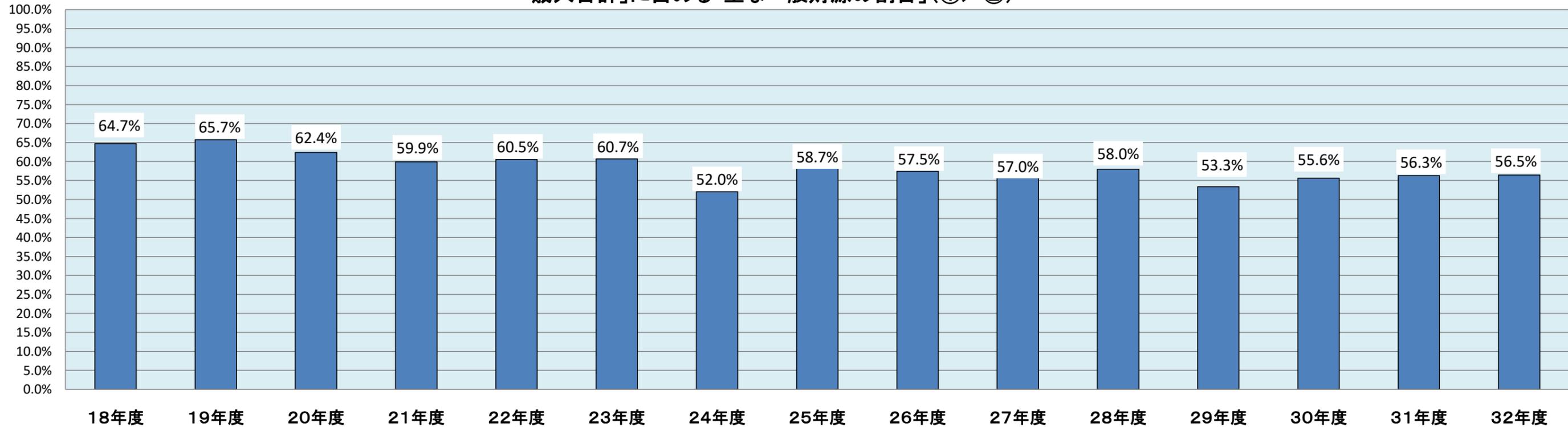
財政状況及び中期財政見通し

平成18年度から平成28年度までの決算状況及び平成29年度から平成32年度までの中期財政見通し（平成29年度は決算見込額。）

No.	項目	実績											見通し			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	市税	15,839	17,315	16,710	16,919	15,496	14,813	15,063	15,376	15,363	15,223	15,330	15,200	14,870	14,832	14,797
2	地方譲与税	1,540	628	609	533	522	510	480	457	436	455	420	427	427	427	427
3	地方消費税交付金	1,378	1,358	1,263	1,308	1,305	1,268	1,254	1,244	1,490	2,401	2,135	2,245	2,302	2,345	2,703
4	地方特例交付金	333	100	190	178	206	172	59	58	55	52	55	66	66	66	66
5	地方交付税	9,457	8,700	9,212	9,519	11,133	12,516	12,586	11,476	11,550	11,399	10,868	9,868	9,692	9,453	9,197
	小計（主な一般財源）【①】	28,547	28,101	27,984	28,457	28,662	29,279	29,442	28,611	28,894	29,530	28,808	27,806	27,357	27,123	27,190
6	使用料及び手数料	783	773	772	780	747	745	737	728	713	696	676	679	679	689	690
7	国県支出金	6,585	6,457	8,643	9,633	9,848	10,893	19,060	10,661	11,080	12,479	11,921	13,103	12,955	12,258	12,193
8	財産収入	62	161	121	74	64	57	99	84	73	57	80	159	58	126	59
9	繰入金	1,047	777	184	193	546	200	364	279	1,247	1,109	446	1,315	1,165	1,320	1,173
10	繰越金	641	1,039	1,311	2,299	926	1,717	1,334	2,631	1,790	1,218	2,356	2,024	1,200	1,200	1,200
11	諸収入	1,155	1,143	1,066	1,138	1,178	1,134	1,230	1,146	1,181	1,215	1,014	1,073	978	978	978
12	市債	4,318	3,320	3,867	4,056	4,521	3,318	3,365	3,608	4,370	4,525	3,505	5,202	4,014	3,761	3,873
13	その他	965	983	907	848	845	902	940	962	933	936	852	768	768	751	798
	歳入合計【②】	44,103	42,754	44,855	47,478	47,337	48,245	56,571	48,710	50,281	51,765	49,658	52,129	49,174	48,206	48,154
	「歳入合計」に占める「主な一般財源の割合」(①/②)	64.7%	65.7%	62.4%	59.9%	60.5%	60.7%	52.0%	58.7%	57.5%	57.0%	58.0%	53.3%	55.6%	56.3%	56.5%

※市税収入の減少、合併算定替に伴う地方交付税の減少など、将来的な一般財源の縮小傾向が予測される。

「歳入合計」に占める「主な一般財源の割合」(①/②)



● 議員

類似団体都市における住民1人あたりの報酬月額

※ 住民一人当たりの報酬月額降順

※ 仮試算として議員定数が28名、25名、24名となった際の順位を記載。

可住面積＝総面積－（森林面積＋原野面積＋湖沼面積）

順位	都道府県	市名	人口 (H28.4.1時点)	総面積	うち可住地面積	議員定数	住民一人当たりの報酬月額	報酬月額総額
1	大阪府	池田市	102,661 人	22.09 km ²	16.55 km ²	22 名	129.9 円	13,340,000 円
2	岡山県	津山市	103,150 人	506.36 km ²	163.79 km ²	28 名	127.6 円	13,160,000 円
3	山形県	酒田市	106,195 人	602.79 km ²	244.30 km ²	28 名	119.7 円	12,715,000 円
4	大阪府	門真市	125,165 人	12.28 km ²	12.28 km ²	21 名	111.7 円	13,985,000 円
5	福島県	会津若松市	121,802 人	383.03 km ²	148.20 km ²	30 名	110.9 円	13,507,000 円
6	香川県	丸亀市	113,586 人	111.79 km ²	81.58 km ²	27 名	110.3 円	12,523,000 円
7	大阪府	泉佐野市	100,934 人	56.36 km ²	36.40 km ²	20 名	110.0 円	11,100,000 円
8	山形県	鶴岡市	130,849 人	1,311.51 km ²	402.75 km ²	32 名	109.5 円	14,330,000 円
9	広島県	廿日市市	116,947 人	489.42 km ²	70.35 km ²	30 名	108.8 円	12,720,000 円
10	沖縄県	浦添市	113,580 人	19.30 km ²	18.50 km ²	27 名	108.4 円	12,315,000 円
11	新潟県	新発田市	99,868 人	532.82 km ²	252.83 km ²	27 名	108.4 円	10,826,000 円
12	千葉県	成田市	131,901 人	213.84 km ²	162.04 km ²	30 名	107.5 円	14,180,000 円
	福島県	会津若松市	121,802 人	383.03 km ²	148.20 km ²	29 名	107.2 円	13,060,000 円
13	石川県	小松市	108,297 人	371.13 km ²	112.17 km ²	22 名	106.8 円	11,570,000 円
14	佐賀県	唐津市	125,608 人	487.48 km ²	229.04 km ²	30 名	105.3 円	13,226,000 円
15	大阪府	箕面市	135,455 人	47.84 km ²	19.38 km ²	23 名	104.8 円	14,190,000 円
16	東京都	昭島市	112,906 人	17.33 km ²	17.09 km ²	22 名	104.2 円	11,760,000 円
17	熊本県	八代市	130,023 人	680.60 km ²	178.01 km ²	32 名	104.1 円	13,541,000 円
18	愛媛県	新居浜市	121,966 人	234.32 km ²	63.03 km ²	26 名	103.8 円	12,658,000 円
	福島県	会津若松市	121,802 人	383.03 km ²	148.20 km ²	28 名	103.6 円	12,613,000 円
19	栃木県	鹿沼市	99,726 人	490.62 km ²	154.35 km ²	24 名	102.4 円	10,215,000 円
20	山口県	岩国市	138,921 人	873.85 km ²	161.17 km ²	32 名	102.3 円	14,210,000 円
21	愛知県	江南市	101,070 人	30.17 km ²	30.17 km ²	22 名	101.1 円	10,217,000 円
22	福岡県	糸島市	99,687 人	215.70 km ²	117.44 km ²	22 名	100.9 円	10,060,000 円
22	北海道	北見市	120,314 人	1,427.56 km ²	420.66 km ²	28 名	100.9 円	12,135,000 円
24	鹿児島県	鹿屋市	103,838 人	448.33 km ²	219.17 km ²	28 名	100.8 円	10,466,000 円
25	東京都	武蔵野市	143,630 人	10.73 km ²	10.73 km ²	26 名	100.7 円	14,470,000 円
26	東京都	小金井市	118,346 人	11.33 km ²	11.26 km ²	24 名	100.3 円	11,875,000 円
27	宮崎県	延岡市	127,041 人	868.09 km ²	135.02 km ²	29 名	100.2 円	12,732,000 円
28	愛媛県	西条市	111,799 人	509.07 km ²	154.57 km ²	30 名	99.3 円	11,097,000 円
29	福岡県	大牟田市	118,756 人	81.55 km ²	64.02 km ²	25 名	99.0 円	11,760,000 円
29	奈良県	橿原市	123,842 人	39.52 km ²	37.36 km ²	24 名	99.0 円	12,263,000 円
31	兵庫県	三田市	113,541 人	210.22 km ²	73.94 km ²	22 名	98.5 円	11,185,000 円
32	三重県	伊勢市	129,353 人	208.53 km ²	98.63 km ²	28 名	98.3 円	12,718,000 円
32	新潟県	三条市	100,439 人	432.01 km ²	158.15 km ²	26 名	98.3 円	9,870,000 円
34	福岡県	筑紫野市	102,579 人	87.78 km ²	44.16 km ²	22 名	97.7 円	10,020,000 円
35	大分県	別府市	119,945 人	125.23 km ²	42.34 km ²	25 名	97.5 円	11,696,000 円
36	宮城県	大崎市	133,552 人	796.76 km ²	373.76 km ²	30 名	97.1 円	12,971,000 円
37	沖縄県	うるま市	122,087 人	86.14 km ²	72.37 km ²	30 名	96.6 円	11,798,000 円
38	大阪府	羽曳野市	113,977 人	26.44 km ²	23.96 km ²	18 名	96.1 円	10,950,000 円
39	大阪府	河内長野市	109,039 人	109.61 km ²	33.99 km ²	18 名	95.3 円	10,390,000 円
40	千葉県	鎌ヶ谷市	109,415 人	21.11 km ²	19.74 km ²	24 名	95.2 円	10,420,000 円
41	石川県	白山市	112,813 人	755.17 km ²	198.85 km ²	21 名	94.6 円	10,670,000 円
42	東京都	国分寺市	120,333 人	11.48 km ²	11.42 km ²	24 名	94.5 円	11,370,000 円
43	大阪府	守口市	144,335 人	12.73 km ²	12.73 km ²	22 名	94.3 円	13,608,000 円
	類似団体都市平均		123,079 人	243.02 km ²	98.54 km ²	25 名	94.0 円	11,486,002 円

順位	都道府県	市名	人口 (H28.4.1時点)	総面積	うち可住地面積	議員定数	住民一人当たりの報酬月額	報酬月額総額
44	埼玉県	加須市	114,082 人	133.47 km ²	133.32 km ²	28 名	93.7 円	10,684,000 円
45	栃木県	那須塩原市	118,076 人	592.82 km ²	218.48 km ²	26 名	93.5 円	11,040,000 円
46	大阪府	松原市	121,730 人	16.66 km ²	16.66 km ²	18 名	93.2 円	11,350,000 円
47	沖縄県	沖縄市	140,816 人	49.03 km ²	40.47 km ²	30 名	93.1 円	13,105,000 円
48	広島県	尾道市	141,878 人	284.85 km ²	139.92 km ²	29 名	92.7 円	13,150,000 円
	福島県	会津若松市	121,802 人	383.03 km²	148.20 km²	25 名	92.5 円	11,272,000 円
49	茨城県	土浦市	143,726 人	122.99 km ²	99.55 km ²	28 名	91.9 円	13,212,000 円
50	栃木県	佐野市	120,683 人	356.07 km ²	137.57 km ²	26 名	91.8 円	11,080,000 円
51	茨城県	取手市	108,781 人	69.96 km ²	67.85 km ²	24 名	91.7 円	9,980,000 円
51	愛知県	稲沢市	137,906 人	79.30 km ²	79.30 km ²	26 名	91.7 円	12,650,000 円
51	山口県	周南市	147,010 人	656.32 km ²	147.47 km ²	30 名	91.7 円	13,480,000 円
54	東京都	東久留米市	117,053 人	12.92 km ²	12.91 km ²	22 名	91.1 円	10,660,000 円
55	愛知県	東海市	113,727 人	43.36 km ²	42.52 km ²	22 名	91.0 円	10,345,000 円
56	宮城県	石巻市	148,238 人	555.78 km ²	242.22 km ²	30 名	90.8 円	13,458,000 円
57	愛知県	瀬戸市	130,676 人	111.61 km ²	48.46 km ²	26 名	90.5 円	11,828,000 円
58	山口県	防府市	117,074 人	188.59 km ²	90.71 km ²	25 名	89.3 円	10,453,000 円
	福島県	会津若松市	121,802 人	383.03 km²	148.20 km²	24 名	88.9 円	10,825,000 円
59	滋賀県	彦根市	112,624 人	196.84 km ²	72.57 km ²	24 名	87.9 円	9,898,000 円
60	長崎県	諫早市	139,731 人	321.26 km ²	177.48 km ²	30 名	87.7 円	12,260,000 円
61	東京都	多摩市	148,155 人	21.08 km ²	20.72 km ²	26 名	87.6 円	12,976,700 円
62	埼玉県	戸田市	135,776 人	18.17 km ²	18.17 km ²	26 名	87.1 円	11,830,000 円
63	北海道	江別市	119,008 人	187.57 km ²	168.25 km ²	27 名	86.7 円	10,313,000 円
64	三重県	桑名市	143,088 人	136.61 km ²	104.58 km ²	26 名	84.8 円	12,140,000 円
65	愛知県	半田市	118,713 人	47.24 km ²	45.88 km ²	22 名	84.4 円	10,019,000 円
66	鹿児島県	霧島市	126,232 人	603.15 km ²	194.35 km ²	26 名	84.1 円	10,620,000 円
67	滋賀県	草津市	130,485 人	67.92 km ²	45.66 km ²	24 名	82.7 円	10,796,000 円
68	群馬県	桐生市	116,316 人	274.57 km ²	78.04 km ²	22 名	82.4 円	9,587,000 円
69	千葉県	我孫子市	132,715 人	43.19 km ²	39.87 km ²	24 名	82.3 円	10,920,000 円
70	大阪府	大東市	123,268 人	18.27 km ²	15.45 km ²	17 名	82.2 円	10,130,000 円
71	千葉県	木更津市	134,029 人	138.73 km ²	95.46 km ²	24 名	81.3 円	10,900,000 円
72	埼玉県	鴻巣市	119,076 人	67.49 km ²	67.21 km ²	26 名	80.5 円	9,589,000 円
73	埼玉県	坂戸市	99,140 人	40.97 km ²	40.00 km ²	20 名	79.7 円	7,904,000 円
74	岐阜県	各務原市	148,446 人	87.77 km ²	69.49 km ²	24 名	79.2 円	11,760,000 円
75	鳥取県	米子市	148,949 人	132.21 km ²	98.50 km ²	26 名	77.7 円	11,576,000 円
76	神奈川県	座間市	128,575 人	17.58 km ²	16.68 km ²	23 名	76.1 円	9,790,000 円
77	埼玉県	三郷市	137,940 人	30.16 km ²	30.16 km ²	24 名	75.4 円	10,400,000 円
78	埼玉県	ふじみ野市	113,107 人	14.67 km ²	14.35 km ²	21 名	71.9 円	8,132,000 円
79	埼玉県	富士見市	110,174 人	19.70 km ²	19.70 km ²	21 名	71.2 円	7,841,000 円
80	埼玉県	深谷市	144,855 人	138.41 km ²	134.37 km ²	24 名	67.6 円	9,786,000 円
81	埼玉県	朝霞市	136,321 人	18.38 km ²	18.21 km ²	24 名	67.5 円	9,198,000 円
82	静岡県	藤枝市	146,530 人	194.03 km ²	101.46 km ²	22 名	62.3 円	9,135,000 円
83	静岡県	焼津市	141,610 人	70.62 km ²	66.74 km ²	21 名	60.4 円	8,550,500 円

第1節 常任委員会

197 委員の選任については、あらかじめ各派代表者会議において協議し、議長が会議に諮って指名するのが例である。

議員は、あらかじめ各常任委員会委員希望調書を議長に提出するが、委員数に過不足が生じたときは、各派代表者会議で調整をはかる。

【投票した事例】

- (1) 昭和42年5月臨時会（5月15日）
- (2) 昭和50年5月臨時会（5月15日）会議録23ページ

198 議長は、一旦委員になった後、議会の同意を得て辞退するのが例である。

平成21年5月27日の各派代表者会議で、議長は議会の公正な運営に当たるため中立公正の立場にあり、委員会の審査に参加し、案件に対して疑義を呈したり、表決で賛否を表明したりすることが適当ではないとして、地方自治法第109条第2項及び行政実例（行実昭31.9.28）に基づき、一旦委員になり、その後に委員を辞退することとした。また、平成23年8月29日の各派代表者会議でも、上記と同様に対応することとした。

【事例】

- (1) 平成21年6月定例会（6月11日）会議録6ページ
- (2) 平成23年9月定例会（9月8日）会議録6ページ
- (3) 平成25年9月定例会（9月5日）会議録6ページ

199 委員長及び副委員長の互選の結果については、議長が会議に報告するのが例である。

200 議長及び副議長は、委員長及び副委員長とならないのが例である。（昭和46年5月8日の議会運営委員会で申し合わせ）

201 委員長及び副委員長が辞任した事例

【事例】

- (1) 昭和36年3月25日 商工農林委員会
副委員長が辞任した。
- (2) 昭和49年12月21日 総務委員会
委員長が副議長に当選したので、委員長を辞任した。
50年1月臨時会（1月27日）会議録5ページ

県内13市					調査事項	
No.	市議会名	電話番号	所在地	担当	Q1 議長の常任委員会への出席状況について	Q2 Q1で委員を辞退している場合の根拠（先例、申し合わせなど）*
1	会津若松市	(0242-39-1323)	会津若松市東栄町3-46	議事グループ	改選時の臨時会で委員として選任された直後、議長の判断（議長の職務を行う都合上）で委員の辞退届を提出し、議会の同意をもらっている。	議長は議会の公正な運営にあたるため中立公正な立場にあり、委員会の審査に参加し、案件に対して疑義を呈したり、表決で賛否を表明したりすることが適当ではないとした、先例に基づくもの
2	福島市	024-525-3776 (直通)	福島市五老内町3-1	議事調査課 調査係 菅野悟史	改選時の緊急会議にて委員として選任された直後、議長の判断（議長の職務を行う都合上）で委員の辞退の申し出により、議会の同意をもらっている。	議長が、議会の同意を得て常任委員を辞退する事例はあるものの、特に先例または申し合わせ等にて明文化されていない。
3	郡山市	024-924-2521 (直通)	郡山市朝日一丁目23-7	総務議事課 矢内	改選時の本会議で委員として選任された直後、議長の判断（議長の職務を行う都合上）で委員の辞任願を提出し、議会の許可をもらっている。	議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長については常任委員を辞退できるものとする。（郡山市議会委員会条例第2条第1項） 先例：議長は、常任委員に就任した後辞退する。
4	いわき市	0246-22-7536 (直通)	いわき市平字梅本21	議事運営係 山下	改選時の臨時会で委員として選任された直後、議長の判断（議長の職務を行う都合上）で委員の辞退届を提出し、議会の同意をもらっている。	議長の職務を遂行するにあたって、中立公平な立場で議会運営を行うため、議長は一旦常任委員となった後、議会の同意を得て辞任するとして、先例に基づくもの。
5	白河市	0248-24-1888 (直通)	白河市字八幡小路7-1	議事係 日野	所属常任委員会に1委員として出席している。	-
6	須賀川市	0248-88-9162	須賀川市八幡町135	議事係 松谷	所管常任委員会に1委員として出席している。	-
7	喜多方市	0241-24-5253 (直通)	喜多方市字御清水東7244-2	議事総務課	改選時の定例会で委員として就任し、次の定例会の招集日前に常任委員会の辞退を申し出て、議会の同意を頂いている。 (なお、辞退までの常任委員会では、審議及び採決には退席をする。)	議長は、議会全体の統制者であり、議会における議事の整理を行うという職責の重要性及び中立で公正な議会運営にあたるため、案件に対して疑義を呈したり、表決で賛否を表明したりすることが適当ではないとして、議会運営委員会において決定したものの。
8	相馬市	0244-37-2177 (直通)	相馬市中村字大手先13	議事係 大河原	所属常任委員会に1委員として出席している。	-
9	二本松市	0243-55-5144(直通)	二本松市金色403-1	議事係 武藤	所属常任委員会に1委員として出席しているが、採決の際は席をはずしている。	-
10	南相馬市	0244-24-5311 (直通)	南相馬市原町区本町二丁目27	議会事務局 議事係 竹中 和幸	改選時の12月定例会で委員として選任された直後、議長の判断（議長の職務を行う都合上）で委員の辞任願を副議長に提出し、議長が退席した上で副議長が議事に諮って辞任を許可している。	「議長は、本会議で常任委員の選任を終えた後、議長の職務を遂行するに当たり、中立、公平な立場で議会運営を行うため、常任委員を辞任することを例とする」とした先例に基づくもの。
11	田村市	0247-81-1223 (直通)	田村市常葉町常葉字町裏1	総務課総務係 柳沼	改選時の臨時会で委員として選任された次の定例会のおり、議長の判断（議長の職務を行う都合上）で委員の辞退届を提出し、議会の同意をもらっている。	議長は議会の公正な運営にあたるため中立公正な立場にあり、委員会の審査に参加し、案件に対して疑義を呈したり、表決で賛否を表明したりすることが適当ではないとした、田村市議会運営に関する基準に基づくもの
12	伊達市	024-575-1217 (直通)	伊達市保原町字舟橋180	議事係 渡邊万里子	改選時の臨時会及び委員任期満了後に委員として選任された後、議長の判断（議長の職務を行う都合上）で委員の辞退届を提出し、その直後の定例会で議会の同意をもらっている。	伊達市議会委員会条例第1章第1条第2項ただし書きの規定による 「議員は、次条第4号の予算決算常任委員会の常任委員となるほか、同条第1号から第3号までに規定する常任委員会のうちの常任委員会の委員となるものとする。ただし、議長は、議会の許可を得て常任委員会の委員を辞退することができる。」
13	本宮市	0243-24-5435 (直通)	本宮市本宮字万世212	庶務係 石塚	改選時の臨時会で委員として選任された後、議長の判断で委員の辞任届を提出し、議会の同意をもらっている。	議長は議会の公正な運営にあたるため中立公正な立場にあり、委員会の審査に参加し、案件に対して疑義を呈したり、表決で賛否を表明したりすることが適当ではないとした、先例に基づくもの

議員1人当たりの経費(平成29年度当初予算)

【議員報酬手当等】

(単位:千円)

節		29年度当初予算	積算根拠
1	報酬	156,752	議長514千円×12月 副議長477千円×12月 議員447千円×12月×27名
3	職員手当等 議員分	50,151	期末手当支給率 年間3.20月
4	共済費 議員分	64,704	議員共済会給付費公費負担分29名分
合計		271,607	…A

【議員費用弁償】

節		29年度当初予算	積算根拠
9	旅費 議員分	1,835	常任委員会行政調査旅費29名分
合計		1,835	…B

【議会管理費】

節		29年度当初予算	積算根拠
19	負担金補助及び交付金	12,180	政務活動費 35千円×12月×29名
合計		12,180	…C

【合計】

		29年度当初予算
総合計(A+B+C)		285,622

議員一人分(D÷29名)

9,849千円